

インドネシア法制度整備支援 第18回本邦研修

国際協力部教官

樋口 瑠 惟

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）インドネシア法制度整備支援プロジェクトに関し、令和6年10月6日（日）から同月18日（金）まで（移動日を含む。）、インドネシアの裁判官15名を研修員として日本に招き、インドネシア法制度整備支援第18回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

- 1 インドネシアでは、令和3年（2021年）10月から令和7年（2025年）9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。

本プロジェクトは、インドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）及び同法務人権省¹法規総局をカウンターパートとして、ビジネス界における法的な予見可能性を改善するための人材育成を目的として実施されているものであり、最高裁は、平成27年（2015年）12月から令和3年（2021年）9月までに実施された前プロジェクトに引き続き、本プロジェクトにおいて、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力の向上を目指し、①知財事件に関する裁判官向けの研修の計画立案及び実施並びに講師の育成や、②知財事件に関する判決集（ケースブック）や手引書（ガイドブック）等の執務参考資料（商標ガイドブックが完成し、現在は著作権に関するガイドブックの作成中である。今後は、著作権に関するケースブックの作成も予定している。）の作成などの活動を行っている²。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大により本邦研修を実施することができない状態が3年以上にわたって続き、その間に本プロジェクトが開始した。そして、令和5年（2023年）5月に至り、本プロジェクト下で、最高裁との関係での最初の本邦研修（特許、著作権及び商標を主たるテーマとするもの。以下「前回研修」という。）が実施された³。したがって、本研修は、本プロジェクト下における、最高裁との関係での2回目の本邦研修である。

¹ インドネシア国内における組織再編により、本稿執筆時点では、法務省と人権省に分かれている。

² 現行のインドネシアプロジェクトの概要につき、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS第89号（2021年12月号）81頁以下を参照されたい。

³ 令和5年5月に実施された本邦研修の概要につき、坂本達也「インドネシア法整備支援 第15回本邦研修」ICD NEWS第97号（2023年12月号）139頁以下を参照されたい。

- 3 本研修のテーマ選定について、以下の事情を考慮した。すなわち、インドネシアで知財事件の第一審を扱う商事裁判官からは、最も事件数の多い商標法の重要論点のほか、知的財産法の各分野における重要論点に関する研修を実施して欲しい、各種の知財事件を通じ、日本の裁判所における重要論点の判断方法や専門的知見の獲得方法について学習したい、知財事件における損害額の算定に困難を感じている、などの意見が寄せられた。インドネシアの知財事件研修の講師候補者や、上記執務参考資料を中心に作成する知的財産権ワーキンググループの裁判官らは、知財事件の一般的な知識を有しており、将来において重要な役割を果たしていくことが期待されているものの、商事裁判官としての経験に乏しい者も多く、これまで現地専門家による活動や本邦研修等で所要の知見の習得に努めてきたが、いまだ実際の事件処理で問題になる重要論点に関する知見が十分であるとはいえない状況にあった。また、知財事件の分野における裁判所の具体的な審理の進め方の運用にも、なお改善の余地が認められた。
- 4 そこで、以上の事情を踏まえ、また、本プロジェクトが令和7年（2025年）9月に終期を迎えるところ、前回研修から約1年半が経過した今般に、本プロジェクトの終了に向けた総まとめのための第一歩として、参加予定者に対し、改めて知的財産権の各分野全般にわたって、裁判官向けの知財事件研修を担当することができる講師を育成し、かつ執務参考資料の作成に必要かつ有用な知見を獲得させるために、本研修を実施することとした。

具体的には、知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得をメインテーマに据え、知財事件全般を網羅的に扱うことにより、裁判官向けの研修を担当する講師として必要かつ有用な知見、執務参考資料の作成に必要かつ有用な知見の取得を目指すこととした。また、これに加えて、前回研修と同様の問題意識であるが、インドネシアでは、特許事件等における専門的知見の獲得に困難を生じていること等の問題があることを踏まえ、ビジネスコート（知的財産高等裁判所又は東京地方裁判所知的財産権部）や特許庁等を訪問し、日本の裁判所が特許庁と連携して中立的かつ専門的な知見を得ている方法を理解してもらい、将来の裁判所の制度設計及び運用改善の参考にしてもらうことも目指すこととした。

本研修の参加者は、別添1のとおりであり、本研修の日程は別添2のとおりである。

第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

1 日本の知的財産保護制度入門

講義「日本の知的財産保護制度入門」では、当職が、日本の知的財産法の主要分野（特許法、著作権法、商標法、意匠法、営業秘密）の概要、日本の裁判所の概要、知財事件の管轄と審級等について紹介し、本研修の導入となる講義とした。

研修参加者からは、研修テーマである知的財産法の実体面や手続面について日本法の制度趣旨を問う質問のほか、裁判制度一般の問題について、日本の民事裁判における和解の手続に関する多くの質問がなされるなど、インドネシアの裁判官の、日本の

法制度に対する、実務的な関心の所在を知ることができた。

2 特許法の論点に関する講義・意見交換

講義・事例研究・意見交換「特許法の諸問題」では、前回研修に引き続き、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員であるユアサハラ法律特許事務所の飯村敏明弁護士（元知的財産高等裁判所所長）を講師に迎え、午前には知的財産法又は知財事件一般の特徴や知財事件を扱う日本の裁判官制度についての質疑応答、特許法の重要論点である進歩性、新規性、工業利用可能性等に関する質疑応答をしていただき、午後には具体的な事例を用いた意見交換を実施した。

午前には、研修参加者から、進歩性の判断と専門委員ないし調査官の見解の関係や、知財事件担当裁判官の資格の有無等、研修参加者から非常に多くの質問が出され、これに、飯村先生の豊富な実務経験を交えて御回答をいただいた。午後の意見交換においては、特許庁と裁判所の進歩性の判断が分かれた事例（洗濯機に関連する発明。前回研修と同じもの。）を題材として、研修参加者を3グループにわけてグループディスカッションを行い、グループごとに意見を発表した。いずれのグループでも、反対意見を踏まえつつ、先行発明と技術分野が異なっていることに着目して、進歩性を認めるという結論に至ったほか、関連する諸点について飯村先生との間で多くの意見が交わされた。

3 ビジネスコートへの訪問

- (1) ビジネスコート（知的財産高等裁判所、東京地方裁判所知的財産権部）への訪問では、午前に、知的財産高等裁判所長への御挨拶、法廷見学、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である知的財産高等裁判所の水野正則判事による概要説明及び質疑応答が実施された。また、午後に、東京地方裁判所知的財産権部の國分隆文部総括判事から「知的財産権訴訟の審理の進め方」についての講義、水野判事から「損害額の算定」についての講義と知財調査官制度に関する概要説明が実施された。
- (2) 水野判事による概要説明では、インドネシア側から事前に募った質問事項を踏まえ、知財事件の係属状況や日本の裁判官が直面する課題、知財事件の原告適格、証拠法等について御説明をいただいた。研修参加者は、日本の裁判所制度一般についても強い関心を持った様子であり、訴訟費用と弁護士費用の関係、裁判官の合議のメカニズム、訴えの提起や当事者の呼出しの方法など、民事裁判一般に関する質問が多く出された。
- (3) 國分部総括判事の御講義では、知的財産権訴訟の審理の進め方として、いわゆるダブルトラックや二段階審理、専門的知見の利用といった知財事件に特有の審理手法のほか、近年のデジタル化の状況、日本が海外の制度を参考にして導入した査証制度や第三者意見募集制度の概要、知財調停等など、多岐にわたる大変充実した御説明をいただいた。いわゆるダブルトラックと二段階審理については、研修参加者の強い興味を惹いたようであり、ダブルトラックによって特許庁と裁判所で結論の

食い違いが生じることがあるのか、二段階審理により侵害論の審理を終えた後、侵害論についての心証をどのようにして当事者に伝えるかなど、実務の具体に及ぶ質問が多く出された。

- (4) 水野判事の御講義では、知財関連訴訟における損害額の算定について、法律上の損害額の推定規定の概要やその運用状況等を御説明いただいた。研修参加者からは、裁判官自身が損害額を判断する日本の制度に関心が示されるとともに、当事者の納得は得られているかなどの踏み込んだ質問もあり、日本の裁判所における損害額算定の実情について理解を深めた様子であった。
- (5) 知財調査官制度に関する概要説明では、水野判事及び金高敏康知財調査官より、調査官制度に関する一般的な御説明をいただいた後、前回研修時と同様に、マッサージ機の発明に関する特許事件を題材として、裁判官と調査官の間の調査報告の様子を模擬実施していただいた。研修参加者からは、知財調査官の意見の手続上の位置づけのような実体法面に関する質問のほか、調査官への事件配てん基準や給与水準等、制度そのものに関する質問も多く出された。
- (6) ビジネスコート訪問全体を通じ、研修参加者らは皆、自身も裁判官であるためか、かなり積極的に講師の裁判官らに発問し、質問内容も講師らの御講義等とよくかみ合った内容になっており、高いレベルでの意見交換が実施できたと思われる。

4 商標法の論点に関する講義・意見交換

講義・事例研究・意見交換「商標法の諸問題」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である東京大学先端科学技術研究センターの玉井克哉教授を講師に迎え、午前には商標法上の重要論点である類否、周知性、不正の目的などの各論点に関する講義をしていただき、午後には具体的な事例に基づいたグループディスカッションを実施していただいた。

インドネシアにおける知財事件は商標に関する事件がその多くを占めることもあり、この講義に対する研修参加者の関心は高かったところ、講義では、上記重要論点を、具体例や小話を交えながらわかりやすく御説明いただいたため、研修参加者にとって有益な内容であったと思われる。また、講義については、基本となる判断枠組に加え、具体的な事例が複数紹介されたが、例えば、商標の類否については、外観、称呼、観念の3点を機械的に観察するだけでなく取引の実情に着目して検討するということについても、わかりやすく御説明いただいた。グループディスカッションにおいては、玉井教授から、具体的な標章を対比して示し、類似性が認められるかという問いかけをされたところ、賛否両方の多角的な意見が多数述べられ、議論は大変に盛り上がった。

5 著作権法の論点に関する講義・意見交換

講義・事例研究・意見交換「著作権法の諸問題」では、桜坂法律事務所の平井佑希弁護士を講師に迎え、午前には著作権法の基礎知識や、日本における著作権関連紛争（発信者情報開示等を含む。）の概要について講義をしていただいた。また、午後には

具体的な事例に基づいたグループディスカッションを実施した。

講義については、日本の著作権法の基本的な考え方や著作物の定義、著作権侵害の有無の判断フローなど、著作権法の基礎的な部分から丁寧に説明していただき、研修参加者には有益であったと思われる。グループディスカッションにおいては、著作権侵害に利用されたサービス事業者の責任の有無、実用品を著作権で保護することの可否、著作物の類否という3つのテーマに基づくケーススタディが行われた。日本においても先端的である内容を一部含んでいたため、研修参加者には高度に感じられたかもしれないが、ディスカッションの時間を十分に設けていただいたために、グループごとの議論が盛り上がり、平井先生への質問も多く出されるなど、有意義な時間になったと思われる。

6 意匠法及び営業秘密の論点に関する講義・意見交換

講義・事例研究・意見交換「意匠法の諸問題」「営業秘密の諸問題」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である桜坂法律事務所の林いづみ弁護士を講師に迎え、午前には意匠法に関する講義と事例研究をしていただき、午後には営業秘密に関する講義と事例に基づくグループディスカッションを実施していただいた。

意匠法と営業秘密の2分野にわたり、かなり盛りだくさんの内容であったが、意匠法については、制度概要に始まり、侵害訴訟の審理の流れや類否の判断基準などの実務上の重要論点を、営業秘密については、制度概要に加え、日本の最新裁判例を多数、それぞれ御説明いただき、要点を絞った密度の濃い講義であって研修参加者のために大変有意義なものとなった。意匠法と営業秘密のそれぞれについて、検討事項を明確にした形の事例研究を実施していただいたため、研修参加者は、単に知識を学ぶだけでなくそれを具体的に運用する手法を身につけることができたものと思われる。

7 特許庁への訪問

特許庁への訪問では、特許庁の概要、特許審査の概要、商標審査の概要について、それぞれ御説明いただいた。特に、後半2つの講義では、実例や日本の裁判例なども折り混ぜながら御説明をいただくことができ、研修参加者からの質問も多く、貴重な経験になったものと思われる。

第4 おわりに

本研修は、知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得をメインテーマに据え、第1に、知財事件全般を網羅的に扱うことにより、裁判官向けの研修を担当する講師として必要かつ有用な知見、執務参考資料の作成に必要なかつ有用な知見の取得を目的としていたところ、特許法、商標法、著作権法、意匠法、営業秘密、裁判手続と、知的財産法全般にまたがる重要論点につき、日本側の知見を提供することにより、第1の目的を達することができた。また、第2に、日本の裁判所が特許庁と連携して中立的かつ専門的な知見を得ている方法を理解してもらい、将来の裁判所の制度設計及び

運用改善の参考にしてもらうことも目的としていたところ、ビジネスコート及び特許庁への訪問や知財調査官等との意見交換を通じ、日本の裁判所における調査官による技術説明及び調査報告の有用性を理解してもらい、第2の目的も達することができた。

本研修の最終日には、研修参加者から、本研修で学んだことについて、特許法、著作権法、商標法、意匠法、営業秘密の分野ごとにミニ発表をしていただいた。研修参加者は、今後、裁判官向けの研修を担当する講師への就任や執務参考資料の作成に従事するなどの活動が見込まれているところ、上記のように研修参加者によるミニ発表をカリキュラムに組み込み、より多くのアウトプットの機会を提供する研修内容としたことは有益であった。また、研修全般を通じて、各講師により、ケーススタディやグループディスカッションが積極的に取り入れられたことにより、研修参加者の意欲的な参加が促されたことも大変有益であった。本研修後のアンケートにおいては、本研修で習得した知識は自身又は組織の業務に役立つものであったとの意見が多数寄せられた。裁判実務や司法行政実務の中核を担う人材に、重要なインプットを行うことができたことは大きな成果であるといえる。

最後に、本研修で講師やモデレーターを務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各機関の担当者の方々、JICA長期専門家として現地派遣中の國井陽平専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。



【左上】講義風景 【右上】ディスカッション風景
【下】集合写真



インドネシア法整備支援第18回本邦研修 研修参加者名簿

1	ヘンドリ トビン	
	Mr.	Hendri Tobing, S.H., M.H.
	マカッサル地方裁判所長	
2	エフェンディ	
	Mr.	Efendi, S.H.
	ドゥマイ地方裁判所長	
3	ユディ プラスティア	
	Mr.	Judi Prasetya, S.H., M.H.
	スマラン地方裁判所長	
4	ルスタント	
	Dr.	Rustanto, S.H., M.H.
	スラバヤ地方裁判所副所長	
5	ムハンマド アリフ ヌルヤンタ	
	Mr.	Muhammad Arif Nuryanta, S.H., M.H.
	中央ジャカルタ地方裁判所副所長	
6	ヤジド	
	Mr.	Yajid, S.H., M.H.
	ソロン地方裁判所副所長	
7	ブユン ドウィコラ	
	Mr.	Buyung Dwikora, S.H., M.H.
	中央ジャカルタ地方裁判所判事	
8	アブドウル カディル	
	Mr.	Abd Kadir, S.H.
	スマラン地方裁判所判事	
9	サルマ シレガル	
	Dr.	Sarma Siregar, S.H., M.H.
	メダン地方裁判所判事	
10	フリスク プルナマ ポハン	
	Ms.	Frieske Purnama Pohan, S.H.
	判事/最高裁判事補佐	
11	リスマワティ	
	Ms.	Lismawati, S.H., M.H.
	判事/最高裁判事補佐	

12	ムハンマド フィルマン アクバル	
	Mr. Muhammad Firman Akbar, S.H., M.H.	
	判事/最高裁判事補佐	
13	シハブディン	
	Mr. Syihabuddin., S.H.,M.H.	
	司法研修所付判事	
14	シルフィ ヤンティ ズルフィア	
	Ms. Silfi Yanti Zulfia, S.H., M.H.	
	スラバヤ地方裁判所判事	
15	イルワン ロサディ	
	Mr. Irwan Rosady, S.H., M.H.	
	判事／最高裁法務・広報局長	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 樋口瑠惟 (HIGUCHI, Rui)

国際専門官 / Administrative Staff 行部黎 (GYOBU, Rei)

JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 國井陽平 (KUNII, Yohei)

インドネシア法整備支援第18回本邦研修日程表

【担当教官：樋口教官 担当専門官：行部専門官】

月 日	曜					備考
10 ／ 6	日	入国				
10 ／ 7	月	10:00 JICAブリーフィング TIC	12:00	14:00 ICDオリエンテーション TIC	14:30 15:00 【講義】日本の知的財産保護制度入門 国際協力部教官 樋口瑠性 TIC	17:00 TIC泊 (※)
10 ／ 8	火	10:00 【講義】特許法の諸問題 飯村敏明弁護士 TIC	12:30	14:00 【事例研究・意見交換】特許法の諸問題 飯村敏明弁護士 TIC	17:00	TIC泊
10 ／ 9	水	10:00 【訪問】裁判所（知的財産高等裁判所） 裁判所	12:00	14:00 【講義・意見交換】知的財産権訴訟の審理の進め方、損害額の算定等 知財高裁判事 水野正則、東京地裁部総括判事 國分隆文 裁判所	17:00	TIC泊
10 ／ 10	木	10:00 【講義】商標法の諸問題 玉井克哉教授 TIC	12:30	14:00 【事例研究・意見交換】商標法の諸問題 玉井克哉教授 TIC	17:00	TIC泊
10 ／ 11	金	10:00 【講義】著作権法の諸問題 平井佑希弁護士 TIC	12:30	14:00 【事例研究・意見交換】著作権法の諸問題 平井佑希弁護士 TIC	17:00	TIC泊
10 ／ 12	土					TIC泊
10 ／ 13	日					TIC泊
10 ／ 14	月					TIC泊
10 ／ 15	火	10:00 【講義・事例研究・意見交換】意匠法の諸問題 林いづみ弁護士 TIC	12:30	14:00 【講義・事例研究・意見交換】営業秘密の諸問題 林いづみ弁護士 TIC	17:00	TIC泊
10 ／ 16	水	10:00 【訪問】特許庁 特許庁	12:00	12:30 意見交換会 法総研所長 赤れんが TIC	14:30 15:00 書類整理・発表準備 TIC	17:00 TIC泊
10 ／ 17	木	10:00 ミニ発表・総括質疑・意見交換 国際協力部教官、現地専門家 TIC	12:00	14:00 評価会・修了式 TIC	15:00	TIC泊
10 ／ 18	金	出国				

※JICA東京（TIC）での宿泊とする。